

令和8年度 消費者教育ショート動画コンテスト委託業務仕様書

1 業務名

令和8年度 消費者教育ショート動画コンテスト委託業務

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月16日（火）まで

3 業務目的

若者世代が「エシカル消費」及び「消費者トラブル」に関心を持ち、それらをテーマとする動画制作を通じて、日々のエシカル消費の実践や消費者トラブルを自分事と捉えることにつながるため、ショート動画コンテストを実施する。

入賞した動画は、徳島県公式Webサイト等への掲載、徳島県が主催、共催、後援等をするイベントやセミナー、視察受入時の説明資料、各種の普及啓発活動など、様々な場面で活用する。

4 本コンテストの概要

若者世代を対象に、「エシカル消費」及び「消費者トラブル」に関するショート動画（以下「応募作品」）を募集し、審査により選定した入賞作品を活用した消費者教育啓発を行う。

(1) 応募資格

10歳代から20歳代までの方で、県内に在住している者、県内企業（県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者）に勤務している者、又は県内で在学している者。※ グループでの応募の場合、グループの構成員すべてが応募資格を満たしていること。

(2) 応募期間

令和8年7月6日（月）～令和8年10月31日（土）（予定）

(3) 応募部門

「エシカル消費部門」及び「消費者トラブル部門」（2部門）

(4) 応募作品の内容

・「エシカル消費部門」

人、地域・社会、環境に配慮した「エシカル消費」の認知度向上や実践する意欲の向上に資する動画作品

例：食品ロス対策（てまえどり等）、地産地消、食育、マイバッグ・マイ箸持参、認証ラベル付き（フェアトレード等）商品選択等

・「消費者トラブル部門」

消費者トラブル防止のために、同年代もしくは高齢者等への啓発につながる動画作品

例：定期購入、ゲーム課金、副業・もうけ話、悪質商法、美容関係、出会い系サイト・マッチングアプリ等

(5) 動画の性質

・実写、アニメーション、CG等、動画の種類や撮影・制作の機材には特に制限を設けない（スマートフォンでの動画撮影も可）。ただし、作品すべてをAIによって生成した動画及び画像の応募は禁止とする。（応募者自らが撮影した動画及び画

像の AI による一部編集は可。)

- ・ファイル形式：MP4、MOV、AVI
- ・長さ30秒以内
- ・サイズ：縦向きのアスペクト比「9：16」
- ・データ容量：500MB以下

※ 聴覚障がい者への配慮（テロップの挿入等）も応募要件とすること

(6) 入賞作品の選出

- ・審査委員については、県と受託者が協議の上、県が決定する。
- ・応募作品の中から審査委員による審査の上、最優秀作品を各部門1点、優秀作品を各部門3点程度選出する。
- ※ 必要に応じて次点作品も選出する。

(7) 表彰

- ・最優秀作品及び優秀作品(以下「入賞作品」)に選出された応募者には令和9年1月上旬に県から連絡する。
- ・入賞作品の応募者については氏名(グループ名)等を公表する。
- ・入賞作品の表彰は、令和9年1月中に実施する。

(8) 入賞作品制作者への特典(2部門共通)

- ・最優秀作品：賞状と副賞(1万円分の県産品)
- ・優秀作品：賞状と副賞(3千円分の県産品)
- ※ 賞状及び副賞に係る経費は委託料に含む。

(9) 入賞作品による啓発

両部門の入賞作品を、県公式Webサイト、YouTube 県公式チャンネルに掲載し、これらの作品を活用した消費者教育啓発を行う。

※ 最優秀作品については、街頭大型ビジョン等を活用した啓発と、Web 広告による啓発も実施。

(10) その他

応募者は、自らが応募する作品について、次に掲げる事項を承諾したものとする。

- ・未発表のものであること。
- ・応募者自身が制作したオリジナル作品であること。
- ・著作権・肖像権・意匠権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものでないこと。
- ・応募作品内で確認できる対象物についての著作権や肖像権等の許諾は応募者自身が取得すること。第三者への権利侵害があった場合、県は一切の責任を負わない。

例：著作権の利用許諾を得ていないキャラクター等の画像・映像・音楽の使用、作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて通行人等本人の許可を得ていない。

- ・応募作品に使用するキャラクター等の画像・映像・音楽について、別に著作権者等がいる場合、その著作権者等の許諾を得ていることについて確認を求められることがある。
- ・作品の著作権は応募者に帰属する。ただし、応募作品のうち入賞作品を、①その発表のために必要な利用(複製、上映など)をすること、②消費者教育の啓発のために印刷物やWebサイト等に利用すること、及び③本コンテストの記録として保存するために複製することについて、応募者の承諾を得ることなく、主催者が無償で二次利用すること。

- ・応募者は、応募作品に係る著作権者人格権を主催者に対して行使しないこと。また、主催者が入賞作品の利用にあたり、これを一部編集（テロップ等の追加、静止画、切り出し等）することがある。
- ・応募作品の返却は行わない。

5 業務内容

(1) 本コンテストの広報

本コンテストの募集要項を作成の上、その広報を以下の方法で実施し、広く作品を募集すること。

①県公式Web サイト

本コンテスト募集に関する記事を制作し、掲載する。

②ポスター

本コンテストへの応募を呼びかけるポスターを印刷し、県内の学校、大学、専門学校、経営者団体等に発送する。なお、ポスターのデザインについては県が行う。

- ・サイズ：A2
- ・印刷部数：350枚
- ・校正：1回以上
- ・発送期限：令和8年7月1日（水）

③SNS による広報

本コンテストのバナー広告等を制作し、5（2）の応募フォームへのリンクを掲載する。

(2) 応募フォームの開設・運用

本コンテストへの応募フォームをインターネット上に開設し、応募期間前には運用できるようにすること。なお、応募フォームは独自構築・既存フォーム活用は問わない。

(3) 入賞作品制作者への表彰に係る手配

賞状（筆耕を終えたもの）、賞状筒、副賞の選定及び準備をすること。

(4) 入賞作品の編集・成果品の納品

入賞作品を県公式Web サイト、YouTube 県公式チャンネル、Web 広告等に掲載できるように編集し、県が指定する方法で納品すること。その際、本コンテストの入賞作品であることが分かるように掲載用のサムネイル画像を作成し、テロップ・県ロゴマークを入れること。

- ・納品方法：HDDやSSDなどのストレージに保存し、納品すること。
- ・納品期限：令和9年1月29日（金）

(5) 入賞作品による啓発

(4) で編集された入賞作品の街頭大型ビジョン等での放映及びWeb 広告での配信を行うこと。

※ 放映期間は令和9年2月上旬から同年3月上旬を予定。

※ Web 広告での配信は、両部門の最優秀作品のみとする。

(6) 県公式Web サイト等への掲載

両部門の入賞作品を、県公式Web サイト、YouTube 県公式チャンネルに掲載すること。これらの動画をYouTube 県公式チャンネルに掲載した後、県公式Web サイトに当動画のリンクを貼ること。

- ・県公式Web サイト等への掲載期限：令和9年2月26日（金）

(7) 独自の提案

仕様の定めのない内容であっても、5（1）において、より多くの若年者の関心を集め多数の応募を促す広報や、5（5）において、入賞作品を広く広報し県民に対する効果的な啓発に繋げる方法を、必ず提案すること。

6 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び成果品を提出すること。

バナー広告等の広報媒体及び記録写真については、電子データ形式で納品すること。

なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

(1) 提出期限

令和9年3月16日（火）

(2) 提出先

徳島県生活環境部消費者政策課

(3) 部数

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・事業費精算書 1部
- ・委託業務実施（実績）報告書（成果品を含む） 1部

7 特記事項

- (1) 著作権について、受託者は委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該成果品引き渡し時に、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 実施内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
- (4) 県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (5) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。